ホ　次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時において地すべり防止区域等内にある場合には、その土地等の譲渡を適用対象としない。

(イ)　都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

(ロ)　都市計画法の開発許可を要しない住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

(ハ)　都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

⑿　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産についてその譲渡の後にマンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション再生事業における権利変換があったことによりその譲渡損益調整資産の譲渡につき本特例の適用を受ける場合には、その譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しない。(第六十五条関係)

⒀　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年（ニの措置については、二年）延長する。(第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第六十五条の七～第六十五条の九関係)

イ　航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置を除外する。

ロ　既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換えについて、譲渡資産が既成市街地等内にある資産に該当し、かつ、買換資産が既成市街地等であって密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備方針に定められた同法に規定する防災再開発促進地区の区域等以外の区域内にある資産に該当する場合の課税の繰延べ割合を百分の六十（改正前：百分の八十）に引き下げる。

ハ　長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物を特定施設の用に供されるものに、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。

ニ　船舶の買換えのうち建設業その他の一定の事業の用に供される船舶に係る措置について、譲渡資産から、その船舶に設置されている原動機の定格出力の合計が千五百キロワット以下のものを除外する。

⒁　特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。(第六十六条の十三関係)

イ　対象となる特定株式に、購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から三年を経過する日までにその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれる場合におけるその株式であること等の要件を満たすもの（取得価額の上限を二百億円とする。）を加え、所得控除割合を百分の二十とする。

なお、この特定株式に係る特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。

ロ　前事業年度から繰り越された増資特定株式以外の特定株式に係る特別勘定のうちにその特別勘定を設けている法人を合併法人とする合併により解散したその特定株式を発行した法人に係るものがある場合（その合併の日を含む事業年度以前の各事業年度について、その特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき一定の方法により明らかにされた場合に限る。）には、その特定株式に係る特別勘定の金額については、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度から五年間でその合併の日を含む事業年度終了の日におけるその特定株式に係る特別勘定の金額の均等額を取り崩して、益金算入する。

⒂　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産を取得価額が四十万円未満（改正前：三十万円未満）である減価償却資産とした上、その適用期限を三年延長する。(第二十八条の二、第六十七条の五関係)

⒃　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長する。

イ　特定船舶の特別償却（第十一条、第四十三条関係)

ロ　特定都市再生建築物の割増償却（第十四条、第四十七条関係)

ハ　特定原子力施設炉心等除去準備金（第五十七条の四関係)

ニ　退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（第六十八条の五関係)

⒄　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長する。

イ　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（第四十二条の十一関係)

ロ　環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却（第十一条の四、第四十四条の四関係)

ハ　輸出事業用資産の割増償却（第十三条、第四十六条関係)

ニ　海外投資等損失準備金（第五十五条関係)

ホ　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（第六十一条関係)

ヘ　中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用（第六十六条の十二関係)

⒅　認定株式分配に係る課税の特例について、令和八年四月一日以後（改正前：令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで）に産業競争力強化法の認定を受けた法人の行う現物分配に関する措置とする。(第六十八条の二関係)

⒆　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

イ　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除（改正前第十条の五、第四十二条の十二関係)

ロ　倉庫用建物等の割増償却（改正前第十五条、第四十八条関係)

ハ　特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例（改正前第六十六条の十一の二関係)

3　国際課税

⑴　外国組合員に対する課税の特例について、次の措置を講ずる。(第四十一条の二十一、第六十七条の十六関係)

イ　本特例の適用要件について、次の見直しを行う。

(イ)　投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合が二十五パーセント未満であることとの要件について、投資組合契約において、その投資組合契約によって成立する投資組合の有限責任組合員等から構成される一定の合議体を設置する旨が定められている場合には、その投資組合の有限責任組合員のその投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合を五十パーセント未満に引き上げる。

(ロ)　投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとしたならば恒久的施設帰属所得を有しないこととなることとの要件を廃止する。

ロ　その他所要の措置を講ずる。

⑵　特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限を三年延長する。(第四十二条の二、第六十七条の十七関係)

⑶　内国法人等の外国関係会社に係る所得等の課税の特例について、次の見直しを行う。(第四十条の四、第四十条の七、第六十六条の六、第六十六条の九の二関係)

イ　外国関係会社が清算部分対象外国関係会社（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいう。以下同じ。）又は清算外国金融子会社等（解散した外国関